

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	一般廃棄物処理施設設置許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2 ※別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	令和2年2月13日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境部 環境政策課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

【根拠法令・処分基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (許可の取消し)

- 第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならない。
- 一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 前条第一項第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。
- 3 第八条の二第六項の規定は、前二項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。